

事務連絡
平成18年12月5日

社団法人日本自動車整備振興会連合会 あて

国土交通省 自動車交通局
技術安全部 整備課

労働安全衛生法施行令の改正について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は国土交通行政に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法施行令(以下「施行令」という。)の改正により、労働安全衛生法による規制の対象が「石綿をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物」から「石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物」へと変更され、平成18年9月1日より施行されております。

労働安全衛生法の規定に基づく石綿障害予防規則(以下「規則」という。)第10条においては、「事業者はその労働者を就業させる建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉塵を発散させ、及び労働者がその粉塵にばく露する恐れがあるときは、当該石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない」とされております。今般の施行令改正により「石綿をその重量の0.1パーセントを超え1パーセント以下含有する製剤その他の物」についても、石綿障害予防規則第10条に基づいた除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講ずる対象として追加されました。

つきましては、本改正により措置の対象が変更されたことにご留意頂き、今後とも石綿障害予防規則に則して適切に対応して頂きますよう、傘下会員に対し周知徹底をお願い致します。